

# 対人援助職としての保育者の養成に関する一考察

市東 賢二

## はじめに

保育者養成に関わり、子どもの育ちや子ども家庭を支援する対人援助の専門性を真摯に追求してきた研究者や教育者は、平成30年4月に厚生労働省からの通知「〔指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について〕の一部改正について」(以下「一部改正」)を見て、啞然としたかため息をついたかのどちらかではなからうか。拙著「対人援助論としての『相談援助』『保育相談支援』」において、保育士養成課程における対人援助そのもの、あるいは直接・間接に及ぶ援助技術、ケースワークやソーシャルワークの意味を問い返しつつ保育士養成課程の改定内容の解釈を論じた。そこではケアワーカーとしての保育者から、ケアワーク及びソーシャルワークあるいはグループワークといった対人援助技術に関わる保育者の姿を吟味することによって、単に家庭から子どもを預かるだけでなく、子どもの育ちを家庭や地域とともに支えていく専門職の姿を論じた。しかし、今回の「一部改正」においてはそうした対人援助職としての保育者の姿は、一層影を潜めてしまった。その代わりにマス・メディア等で声高に叫ばれている「子ども家庭支援」や「子育て支援」を押し出した。拙著で述べたとおり、「形骸化した歴史観と硬直した技術論を、時流に乗ったファッションへと読み替えた」<sup>1</sup>ものをさらに硬直化させたといえるだろう。保育者を養成するにあたり、保育者がかかわる主たる対象が、子どもや子ども家庭であることは言うまでもないことだが、そのことを盾に取り対人援助職として要請される能力の養成を阻害してしまう「行政システム独特の技術」<sup>ii</sup>がここでも発揮されていることもまた言うまでもない。

しかし、保育者養成を単なる行政システムの道具の製作過程に置き換えるわけにはいかない。現実的な課題としての子どもの育ちや子ども家庭への支援を行う専門職としての保育者が、何を求められているのか、あるいは必要とされていることは何か、今一度考えてみる必要がある。特に現代的課題として、発達の視点の変化と支援の視点の変化がある。前者は個体的な発達から社会的あるいは関係の発達へと転換され、後者は専門職や保護者が子どもに対して何かをしてあげるという視点(操作的かわり)から、子どもの主体的な育ちの環境を調えるという視点(環境からのかかわり)へ

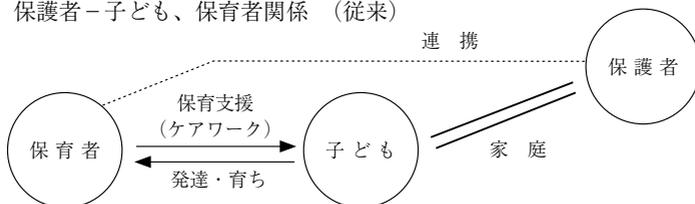
と変更されつつある。

そうした中で、テクニカルに捉えられてしまいがちな、対人援助に必要な技術とは何か、必要な支援とは何かということについて改めて問い返す必要がある。さらにはなぜそうした技術や支援が必要なのかということの根拠についても理解を深めておく必要があるだろう。

### 1. こども家庭への支援ということ

まず以下に示すのは過去と現在の子育てを取り巻く環境をイメージ的に図示したものである。ケアワーカーとして期待される保育者像は、子どもの育ちを支える専門職であり、家庭での保育や養育といったいわゆる育児の代替機能を果たすことが求められた。そのため専門職の主なかかわりとして求められるのは子どもへのかかわりであり、保護者の支援機能として、必要に応じて保護者とかがわることが求められた。それは保護者と連携しつつ子どもとかがわる姿(図1)であった。

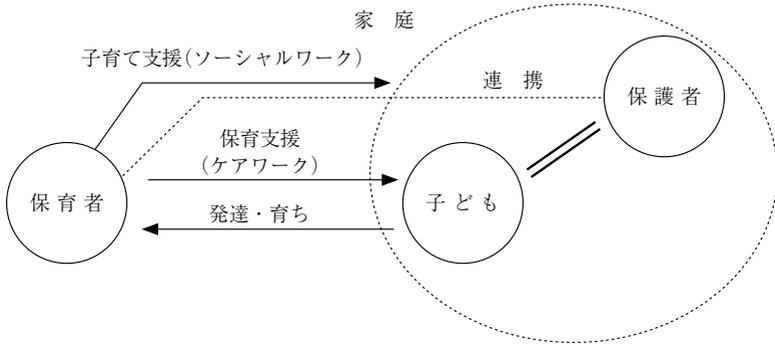
図1 保護者-子ども、保育者関係 (従来)



しかし、現在では従来までのような限定的なかかわりでは、専門職としての保育者に対する社会的要請に応えることができなくなってしまった。それは子どもの発達を支えるということが、単に従来の生物学的発達過程あるいは古典心理学的発達過程、もしくは保育者自身の体験に基づく保育観から、社会的現実存在として、一人の人間が社会化され、関係化されることとしての発達へとかかわるような保育観への転換が求められるようになったのである。このことは、ある意味では人間観の転換ともいえるが、むしろ現実には保育にかかわる専門職者の感覚に近くなったのではないだろうか。人間としての子どもは成長するに及んで、当然一人の人間になりつつある(個別的発達)が、個体的に一人で生きているわけではなく、周りの子どもたちや保育者と関わりつつ、その人らしくなっていく(社会的発達)。それは「保育者-子ども」という個別個体的な関係ではなく、子どもの社会性を支える家庭という「保育者-子ども 家庭」

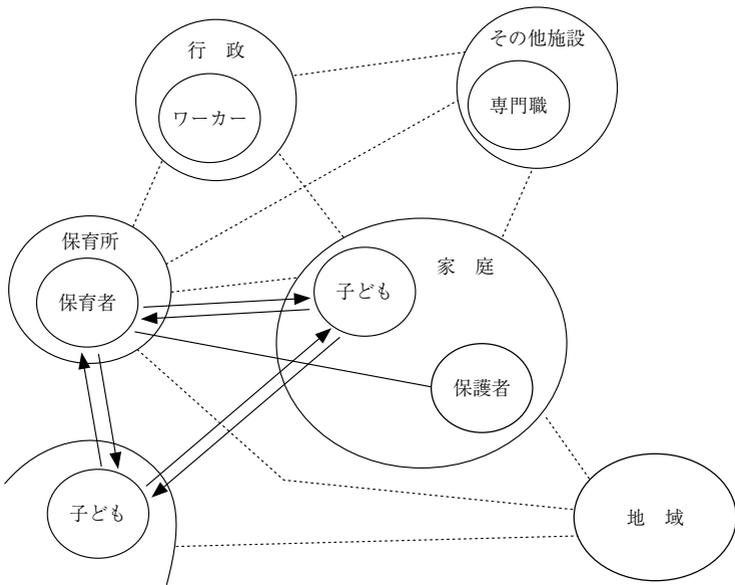
という関係への支援が顕在化したといえる(図2)。

図2 保護者-子ども、保育者関係 (現在 その1)



このことは子どもの育ちの背景として成立していた家庭という環境が、対人援助専門職の明確な支援の対象として立ち現れたことを示しているのである。また、同時に家庭という関係を支える地域あるいは社会資源への働きかけの必要性を示したことになる(図3)。

図3 保護者-子ども、保育者関係 (現在 その2)



こうした図式が成立することの背景には、複雑化してしまった現代の保育事情とそれを取り巻く家庭事情もある。複雑化したためにこうした理解が求められるようになったのか、必要に迫られたことが複雑なものであったのかは、あまり大きな問題ではないだろう。その複雑さは都市化に伴う核家族化の問題と高齢化に伴う長寿化の問題も関係しない訳でもない。既に様々なところで分析されているように核家族化が、一つの家庭で完結する子育てには限界があり、地域のつながりが子育て家庭には必要であるとともに、そうした地域という繋がり自体が見えにくくなっているために、顕在化させる必要がある。昔話に出てくるような豊かな地域の繋がりは期待しにくい。また、高齢化に伴う介護の問題は子育てと同じく社会問題化しているが、家庭内での介護の担い手が、同時に子育ての場面においては保護者として同じく保育の重要な担い手となっている。これらの問題をこれ以上深く追求することはしないが、現在の子育て環境の変化は、従来までの体験的な子育ての知識が通用しなくなってきたのものである。

## 2. 子ども家庭支援のための理解の方法

子どもあるいは子ども家庭への支援を取り上げようとする場合、「大人－子ども」関係(「親－子」や「保育者－乳幼児」)あるいは大人同士の関係(「保護者－保育者」といったかかわりにおいて、子育てや保育の内容が取り上げられる。こうした内容については既に、平成25年の改正において「保育の対象理解の科目」に「家庭支援論」が追加された。この科目の目標として4つの事項が挙げられている。それは

1. 家庭の意義とその機能について理解する。
2. 子育て家庭を取り巻く社会的状況等について理解する。
3. 子育て家庭の支援体制について理解する。
4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と関係機関との連携について理解する。

というものであった。内容だけを見ると保育にかかわる様々な科目をつなぐ役割を持ちつつ、社会的に変化する家族のありように対応を求められる保育の姿も見えてくる。当然この科目においては「家庭の意義」や「地域社会」への理解や、「男女共同参画社会とワークライフバランス」あるいは「子育て支援」などが扱われている。

これらの内容は、今回のカリキュラム改定において「子ども家庭支援」や「子育て支援」などの科目に統合される。それは先に述べたような保育職としての支援の対象の

拡大、あるいは保育の現実的な要請を考えれば、さほど不思議なことではない。むしろ保育という専門的な支援において、ケアワークのみならずソーシャルワークあるいはコミュニティワークが求められるという現実的な課題を示そうとしているかのである。古い例を持ち出すようであるが、保育の分野において岡村重夫の「社会関係」がようやく取り上げられたようである。岡村は地域福祉の分野で取り上げられることが多いが、社会福祉の実践において、人間が主体的に生きつつ社会化される姿を捉え、具体的な社会福祉のかかわりとして「社会関係」の実践を唱えた。

確かに幼児教育や保育を語ろうとするときに引き合いに出されるルソーやモンテッソーリは子どもを子どもとして策定しようとした。しかし、あくまでもそれは一部の人の限られた分野の見方であって、むしろ因果論的な古典心理学や生物学的発達に見られる子どもの姿を素地とするのが一般的である。

こうしてみれば、子どもという存在が人間社会にとって「自然」な存在であるというのは、いわばメルヘンの世界の話であって、現実はそのようでないと見るほうが、実際的なのであるといえるだろう。可能体としての子どもが十全にその姿を現すことは稀であり、社会の代表者である大人によって規制的(操作的)な扱いを受けてしまうことも、ないとはいえないのである。こうした姿のもっとも厄介な視点の一つが「子どもの主体性」へのかかわりを謳うものである。良心的な人々は子どもの発達において、子どもという社会的現実存在はそもそも主体的ではないことを明らかにしてきたにもかかわらず、「一人の人間としての子ども」という欺瞞に満ちたスローガンのもと正しく理解されてこなかった。子どもを一人の人間と認めるということは、誤解を恐れずに言えば、これから人間になる可能体としての子どもを認めること<sup>iii</sup>であって、子どもに大人を押し付けることではない。子どもという現実存在は生の志向野を生きる存在であるが、大人としての人間を規定する主体性を生きているわけではない。主体性とは極めて社会性の実現であり、極めて関係的な概念である。その意味では、主体性は子どもと大人を分ける大きな要因の一つでもある。

こうした社会の代表者である大人の最も意図的なかかわりが、しつけである。現在では単に「身」を「美しくする」ことがしつけ(躾)である、とだけではしつけを説明したことにならない。昔ある心理学者が「私に50人の子どもを預ければ50通りの職業人に育てて見せる」と豪語したことがあると伝えられているが、しつけはこうしたものとはまったく無縁のものである。しつけはコンピュータのプログラミングのような訳にはいかない。しかしこのことがしつけの苦しみでもある。ここに「親」という立場の一

面が現れているといえるだろう。

他のご意見もあろうが、しつけを「人間の社会性を実現するための意図的なかかわり」と仮に定義してみれば、ここでの意味もわかりやすくなるかもしれない。親が子どもを養育する姿が時としてペットの飼育にたとえられるのは、親子関係を表す関係としての「養う－養われる」関係のわかりづらさが理由でもある。この関係は誤解を招きやすいが、養う側の一方的な道理によって養われる側が支配されるということである。山本はイギリスのペット飼育事情を取り上げ、その共通点として「どちらも、対象とする動物や子どもに対して、根底のところ人間として認知していない、あるいはより価値の低いものとしてみなしている」<sup>iv</sup>ことを指摘する。つまり「支配－被支配」の関係は一方的な隷属(所有)の関係ではあっても、人間同士の関係ではなく、間違いなくここでおこなわれていることは「しつけ」ではないのである。「親であること＝子どもの所有」ではないのである。「子どもができれば自然に親になる」とは人間の社会性における生物的側面を倫理化したものであって、そのことだけで人間の社会性が語りつくされる訳ではない。「親である」ことの責任感のみで、つまり子どもを所有することの責任性のみで「親になる」ことは不可能である。多くの事例が報告されているとおり「親である」ことの責任感に押しつぶされ、育児ノイローゼになってしまい、挙句の果ては乳幼児虐待を引き起こしてしまうという悪い連鎖にはまってしまうかねない。健全な社会的生を生きる人間の姿は、所有ではなく共生である。

こうした人間観や発達しつつある子どもへの理解、専門職としての保育者の専門性を支える対象理解の方法や対象へのアプローチの根拠などは、今回のカリキュラム改定において対人援助技術、あるいは相談支援の系譜としての「子ども家庭支援」や「子育て支援」などで触れられないわけではないが、色褪せてしまっている。このことが今回のカリキュラム改定においては大きな課題の一つといえるだろう。しかし、見落としがちであるが、「保育の本質・目的に関する科目」に位置付けられている「社会福祉」の内容に相談援助に関わる項目が追加されている。かろうじて相談援助の理論や対象についての内容を添えているだけではあるが、全くなくしてしまったわけでもなさそうである。

### 3. 求められるケアのアセスメントとマネジメント

こうしたことを踏まえたうえで、今回の改定を見直せば、個々の科目の内容を充実させるといった目的もさりながら、様々な科目同士をいかに連動させ、効果的な保育者

養成にかなう体制を作るかという意図が見え隠れする。つまり、科目を担当する教員の能力や資質は当然、養成校の教員同士の意思疎通あるいは協働を通じた専門職養成が課題とされているといえるだろう。このことは改めて指摘するまでもないが、専門職としての保育者は保育現場において同僚との協働(チームアプローチ)や、社会資源の活用あるいは多職種との連携が求められている。当然その学びの母体でもある養成校においても、それが実現されていることが望ましいといったところであろうか。その意味では科目担当教員が自らの科目に責任を持つことはもちろんのこと、関連科目において何を、どのように教育されているのかを把握している、あるいは把握できる環境を調える必要があるだろう。

話が少しずれてしまったが、保育者はケアワークのみならずソーシャルワークへの理解が求められ、保育現場の実践が可能となっている。具体的には平成27年度4月よりスタートした子ども・子育て支援新制度においても「新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保育者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーションが必要であると考えられた。」と説明され、「利用者支援事業」が始まった。具体的な中身はともかくここで求められているのは、「個々のニーズ」を確実に把握するアセスメントと「自分の家庭に一番ふさわしいメニュー」をコーディネートできることである。つまり、保育者がかわる子ども家庭において子ども自身はもちろん、保護者にとっても現在対峙する課題を明確化し、それを支援することが求められている。保育者は子どもあるいは子ども家庭を支援するそのプロセスにおいて、支援のマネジメントができることを要請されているのである。それは専門職が求められるのは子ども一人ひとりの育ちを支える、つまり子どもの生活課題あるいは発達課題がアセスメントできることであり、そのための技術を養うことが必要である。このことはテクニクとしてやり方を修得すればできるようになるというものでもないが、どのように課題を見出すかということ、体験的な主観のみで判断するような風習を打ち破る必要がある。そのためには課題発見のためのトレーニングをする必要があるし、そのためのツールを使いこなす必要がある。例えば効果的な事例検討会を実施する必要がある。欲を言えば一定程度の役割を担う保育者にはそれをスーパービジョン出来ることが望ましい。ジェノグラムやソシオグラム、あるいはエコマップやKJ法を用いたグループスーパービジョン、あるいはピアスーパービジョンなどの方法に親しんでおくのもいだろう。これらの方法

によって個別の直接的、間接的な支援の可能性が見えてくる。また、こうした支援を進めていくための社会資源にも精通しておく必要もあるだろう。保育所の中で行われることだけが子どもや家庭への支援ではなく、さまざまな支援を組み合わせ、他の専門職や行政と連携するマネジメント力が必要とされるのである。

こうして保育者として求められる技術あるいはツールを上げてみるだけでも、次から次へと出てきてしまう。これらのことを氾濫しに教授する、あるいは保育者や保育者を目指す学生が習得するということが問題なのではない。支援に必要な技術あるいはそうした技術の実現のためのツールに馴染んでおくことは必要であろうが、問題はそうした技術やツールをなぜ必要としているのかということである。この「なぜ必要としているか」という思考を身に着けることこそが求められているのである。対人援助に正解がないとはよくいわれることであるが、正解がないということは決まったやり方もあるわけではない。このことが対人援助そのものの難しさであり、また、その都度行われる支援の適否を判じにくくさせている。そうであるが故に自らの保育を見直すことの難しさを導き、経験的な支援をいわば無自覚に繰り返すことになりかねない。経験的な支援の方法が全く否定されるものではないが、やはりその支援がなぜ必要なのかを問い返すことは必要である。つまり、保育者が自ら行う支援自体を評価することが必要となっている。このことは従来から研究保育やカンファレンス、その他の方法で行われてきている。その際に何を、どのように課題としたのかというアセスメントが必要なのである。

いつの頃からか行動プロセスの枠組みを示すプラン(計画)・ドゥー(実行)・チェック(評価)・アクション(改善)の循環を示すPDCAサイクルが有名になってしまったが、対人援助のプロセスを示すインテーク(初回面接)・アセスメント(査定・評価)・

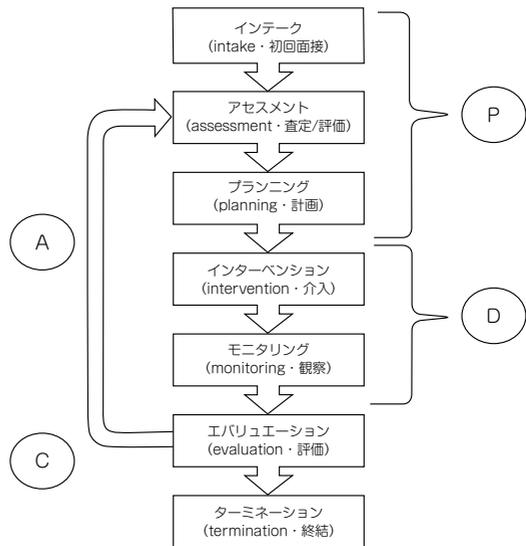


図4 対人援助の展開モデルとPDCA

プランニング(計画)・インターベンション(介入)・モニタリング(観察)・エバリュエーション(評価)・ターミネーション(終結)といった対人援助のプロセスにせよ、何らかのミッションやタスクをこなしていくための評価が必要となることが示されている。これらの対人援助のプロセスとPDCAサイクルを重ね合わせれば以下のようになるだろうか(図4)。

つまり、保育者を対人援助職であるとするならば、支援の対象をアセスメント(評価)するのみならず、その支援において何に対して、あるいはどのように、そしてその効果も含めてモニタリング(観察)し、エバリュエーション(評価)することが求められるのである。それは単に行った支援がよかったとか悪かったとかいうことではなく、なぜその支援が必要であったのか、なぜその方法やツールを用いたのか、保育者であればその支援がその子どもや子ども家庭にとってどのような意味があったのかを問い返す必要がある。逆に現代の複雑な保育事情や家庭状況を項目立てて一つ一つ虱潰しにすることよりも、自らの行う支援に必要な課題を明確化し(アセスメント)、自らの行うことも含めた支援の調整(マネジメント)ができることが必要である。当然そのための状況把握や情報収集と取捨選択が必要であり、繰り返しになるが、なぜそれが必要であったのか問い返すことができる能力を養成することが求められているのである。

## 引用参考文献一覧

『「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について』厚生労働省子ども家庭局 2018年4月

内閣府『子ども・子育て支援新制度 なるほどブック』2016年4月

子ども・子育て支援マネジメントシステム検討プロジェクト『子ども・子育て支援新制度 区市町村による利用者支援事業実施に向けて』社会福祉法人東京都社会福祉協議会 2014年4月

井村圭壯・相澤譲治『保育と家庭支援論』学文社 2015

岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会 1997

櫻井慶一『児童・家庭福祉とソーシャルワーク』学文社 2016

市東賢二 「対人援助論としての『相談援助』『保育相談支援』」『所報 第33号』上田女子短期大学児童文化研究所 2011年3月

山本雅男『ヨーロッパ「近代」の終焉』講談社現代新書 1992

フィリップ・アリエス『子どもの誕生』みすず書房 1980

フィリップ・アリエス『「教育」の誕生』藤原書店 1992

---

<sup>i</sup> 市東 2011 p. 2

<sup>ii</sup> 同上

<sup>iii</sup> フロムは『正気の社会』の中で人間が生まれ、育つということを次のように述べる。「個人の一生とは、自分じしんを生み出す過程にすぎない。…略…ところが、生き切らぬうちに死んでしまうというのが、多くの人間の悲劇的な運命なのだ。」(フロム 1958 p.42)このことは生れ出て、育ちつつある子どもは、主体性あるいは一人の人間という言葉当てはめたとしても、その人らしくなるプロセスを生きているのであり、完結した存在であるかのような表現には注意が必要である。

<sup>iv</sup> 山本 1992 p.137-138